

東京都新宿区立落合第六小学校 PTA 規約

第 一 章 名称および事務所

第一条 本会は東京都新宿区立落合第六小学校 PTA と称し事務所を同校内に置く。
住所は東京都新宿区西落合 4-11-21 とする。

第 二 章 目 的

第二条 本会は本校児童の幸福を念願しつつ、学校と家庭とが協力して、より良い教育の推進をはかり、あわせて会員相互の教養親睦をはかることを目的とする。

第 三 章 方 針

第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体であり、次の方針に従って活動する。

- 一. 児童の学校、家庭における教育の向上、福祉の増進につとめる。
- 二. 児童の福祉のために活動する他の諸団体および機関と協力する。
- 三. 会員の教養向上に必要な調査研究ならびにその充実をはかる。
- 四. 公費による教育施設の充実と児童の生活および地域環境の改善向上につとめる。
- 五. 特定の政党、宗教および営利的企業に関与しない。
- 六. 学校の人事および管理には干渉しない。
- 七. その他前条の目的達成のために必要な事項。

第 四 章 会員、賛助会員および会費

第四条 一. 本会の会員は落合第六小学校に在籍する児童の父母または、それに代わる者および同校に勤務する教職員をもって構成する。

二. 本会は本校 PTA の目的に協力する会員以外の賛助会員をおくことができる。
尚、賛助会員に関する本規約に定めた以外のその他の定めは別途細則に委ねる。

第五条 一. 本会の会員は会費をおさめるものとする。ただし事情により減免することができる。

二. 本会の賛助会員は賛助会費をおさめるものとする。

第六条 会費の額は総会において決定する。

第 五 章 組 織

第七条 本会に次の機関をおく。

- 一. 総会
- 二. 実行委員会
- 三. 委員会

第 一 節 総 会

第八条 総会は最高の議決機関であつて、全会員をもって構成する。

第九条 総会は毎年年度の初めと、必要に応じて終わりに開催する。ただし、実行委員会または会員の三分の一以上の要求がある時は臨時に開催することができる。

第十条 総会の日時は実行委員会が決める。総会の日時、場所および議題についてはあらかじめ会員に通知する。

第十一条 総会は会員の三分の一以上の出席をもって成立する。ただし、委任状提出者は出席とする。

第十二条 総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、本規約に特別の定めのある場合はこの限りでない。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

第十三条 総会は次の任務を行う。

- 一. 規約の改正
- 二. 決算の承認
- 三. 年度計画の審議決定
- 四. 予算の審議決定
- 五. 役員および委員の承認
- 六. 会費の決定
- 七. 緊急事項に関する実行委員会の処置の承認
- 八. その他重要事項の審議決定

第 二 節 実行委員会

第十四条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関である。実行委員会の構成は次の通りである。

- 一. 会長、副会長、会計、書記、各部委員会の部長および副部長
- 二. 校長、副校長、またはその代理の者

第十五条 実行委員会は新年度初月と奇数月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第十六条 実行委員会は次の任務を行う。

- 一. 総会から委任された事項の処理
- 二. 総会に提出する原案の作成
- 三. 各部会の事業または活動の企画、推進
- 四. 会長が必要と認めた事項の処理
- 五. 必要に応じ合同委員会の招集
- 六. その他緊急事項の処理

第 三 節 委員会

第十七条 委員会は学級部委員会、広報部委員会、校外生活部委員会、役員候補者推薦委員会からなる。

第十八条 各委員会は毎月一回開催する。(役員候補者推薦委員会を除く。)
ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第十九条 各部委員会に部長および副部長をおく。

第 一 項 学級部委員会

第二十条 学級部委員会は各学級から選出された委員各二名と学級担任教師若干名をもって構成する。

第二十一条 学級部委員会の任務は次の通りとする。
実行委員会と相互の連絡をはかり

- 一. 学級 PTA の適正円滑な運営につとめること。
 - 二. 会員相互の教養向上をはかること。
 - 三. 会員相互の親睦および同好会に関すること。
 - 四. 児童の文化、福祉に関すること。
 - 五. 保健体育的行事に協力すること。
- 尚、同好会に関する定めは別途細則に委ねる。

第 二 項 厚生文化部委員会

(昭和63年3月17日規約改正に伴い削除)

第 三 項 広報部委員会

第二十四条 広報部委員会は各学級から選出された委員各一名ないし二名と教師若干名をもって構成する。

第二十五条 広報部委員会の任務は次の通りとする。

- 一. 会報発行に関すること。
- 二. 会員相互の連絡、報道に関すること。
- 三. 関係諸団体に対し意見の交換、情報の伝達を行うこと。

第 四 項 校外生活部委員会

第二十六条 校外生活部委員会は各学年より選出された委員各二名と教師若干名をもって構成する。ただし、児童数および家庭数の変動の著しい場合は、実行委員会の承認を経て増減員することができる。

第二十七条 校外生活部委員会の任務は次の通りとする。

- 一. 児童の校外生活向上に関すること。
- 二. 長期休暇中の生活補導に関すること。
- 三. 地域環境の改善向上に関すること。
- 四. 児童の交通安全をはかりこれに協力すること。

第 五 項 役員候補者推薦委員会

第二十八条 役員候補者推薦委員会は二年から五年の各学級より選出された委員一名と教師二名および実行委員より二名をもって構成する。

第二十九条 任務終了後直ちに解散する。

第 六 章 役員および委員

第三十条 本会は次の役員、会計監査と委員をおく。役員、会計監査および委員は会員の中から選出する。

一. 役員

- | | |
|-----|--------------------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 三名以上五名以下（内副校長一名） |
| 会計 | 二名（ただし教師一名を相談役とする） |
| 書記 | 三名（内教師一名） |

二. 会計監査

二名

三. 委員

学級部委員	各学級より二名と学級担当教師若干名
広報部委員	各学級より一、二名と広報担当教師若干名
校外生活部委員	各学年より二名と地区担当教師若干名
	ただし、児童数または家庭数の変動が著しい場合は実行委員会の承認を経て、増減員することができる。
役員候補者推薦委員	二年から五年の各学級より一名と教師二名

第三十一条 役員の兼任はこれを認めない。

第三十二条 役員の選出は、役員候補者推薦委員会において推薦し、総会の承認を経て決定する。

第三十三条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

一. 会長

会長は本会を代表し、会務を総括する。
本会の運営を円滑にするため、必要に応じて役員を招集することができる。

二. 副会長

副会長は会長を補佐する。ただし会長が任務を遂行しえない場合、それを代行する。

三. 会計

本会の会計を担当し、その収支を明らかにし、総会において決算報告をする。

四. 書記

書記は総会、実行委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、その他庶務に関する事項を処理する。

五. 会計監査

本会の会計および会務を監査し、その結果を総会において報告する。

第三十四条 委員の選出、および任務は次の通りとする。

一. 学級部委員

- (一) 学級部委員は各学級から互選により二名ずつ選出する。
- (二) 学級部委員の任務は、担当教師の学級経営に協力し、会員相互の教養と親睦をはかり、学級集会の適切な運営につとめる。

二. 広報部委員

- (一) 広報部委員は各学級から互選により一名ないし二名選出する。
- (二) 広報部委員の任務は、所属学級と密接な連絡を保ちつつ部会の目的遂行に必要な活動を推進する。

三. 校外生活部委員

- (一) 校外生活部委員は各学年ごとに二名を選出する。ただし児童数または家庭数の変動が著しい場合は、実行委員会の承認を経て増減員することができる。
- (二) それぞれの地区において部会の目的遂行に必要な活動を推進する。

四. 役員候補者推薦委員

- (一) 二年から五年の各学級より一名、教師より二名、実行委員より二名を互選により選出する。
- (二) 会長、副会長、会計、書記、会計監査の各々について候補者を推薦し、本人の同意を得て三月総会前にあらかじめ、その氏名を全会員に報告する。
- (三) 三月総会においてこれを報告する。

五. 部長、副部長

委員会ごとの互選により、部長および副部長を各一名選出する。
部長はその委員会を代表し、その任務に当たる。
副部長は部長を補佐する。

第三十五条 役員および委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

第三十六条 一. 役員および委員に欠員が生じた場合はこれを補充する。ただし役員に欠員が生じたときは、実行委員会が、当該年度の推薦委員会の推薦を受け実行委員会の議決にて当該役員の補充を行うことができる。会長に欠員が生じた場合は欠員のまま副会長が代理する。
補充された役員、委員の任期は残存期間とする。

二. 実行委員会は、次に開かれる総会において、役員、委員の欠員およびその役員、委員の補充を行ったことを会員に報告しなければならない。

第 七 章 校 長

第三十七条 校長は学校管理ならびに教育の必要上、あらゆる会議に出席して意見をのべる
ことができる。

第 八 章 顧 問

- 第三十八条 本会に顧問をおくことができる。顧問は実行委員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
顧問は必要に応じて本会の諮問にこたえ、意見をのべることができる。
顧問の任期は一年とする。

第 九 章 経 理

- 第三十九条 本会の経理は会費および事業収益金、その他をもって収支する。
- 第四十条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 十 章 個人情報の取り扱いについて

- 第四十一条 本会がPTA活動のために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「細則」に定め、適切に運用するものとする。

第 十 一 章 改正および細則

- 第四十二条 この規約の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。
改正案については、あらかじめ、全会員に通知しなければならない。
- 第四十三条 本会の運営に必要な細則は、本規約の範囲内において実行委員会の決議を経て、定めることができる。

付記

本規約は昭和55年4月1日より施行する。
本規約は昭和59年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成元年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成3年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成5年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成7年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成12年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成14年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成15年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成19年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成25年6月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成28年4月1日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成29年5月12日より、一部を改正し施行する。
本規約は平成30年3月1日より、一部を改正し施行する。